

## 茨木市更生保護サポートセンター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、保護司が処遇活動、犯罪予防活動等を行う地域における更生保護の活動拠点として、茨木市更生保護サポートセンター（以下「センター」という。）を運営する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、犯罪や非行のない明るい地域社会の推進に寄与することを目的とする。

(実施方法)

第2 市長は、茨木地区保護司会に委託する方法により、事業を実施するものとする。

(事業内容)

第3 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保護司の処遇活動への支援
- (2) 犯罪・非行防止活動の推進
- (3) 市民からの非行相談への対応
- (4) 更生保護に関する啓発

(センターの名称及び所在地)

第4 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 茨木市更生保護サポートセンター

所在地 茨木市駅前四丁目7番55号（茨木市福祉文化会館内）

(開所日及び開所時間)

第5 センターの開所日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までを除く。

2 センターの開所時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、保護司が処遇活動に使用する時間は、午前9時から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、センターの開所日及び開所時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

(事業の対象区域)

第6 事業の対象となる区域は、本市域内とする。

(市及び受託者の責務)

第7 市及び第2の規定により事業の委託を受けたもの（次項において「事業受託者」という。）は、相互に緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 事業受託者は、第3各号に掲げる事業の実施に当たり知り得た個人の秘密を漏ら

してはならない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から実施する。